

審査基準（土地の掘削の許可）

温泉法

（土地の掘削の許可）

第三条 温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、掘削に必要な土地を掘削のために使用する権利を有する者でなければならない。

3 都道府県知事は、温泉を工業用に利用する目的で第一項の申請をした者に対して同項の許可をしようとするときは、あらかじめ経済産業局長に協議しなければならない。
(許可の基準)

第四条 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請があつたときは、当該申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の許可をしなければならない。

一 当該申請に係る掘削が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認めるととき。

二 前号に掲げるもののほか、当該申請に係る掘削が公益を害するおそれがあると認めるとき。

三 申請者がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者であるとき。

四 申請者が第九条第一項（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定により前条第一項の許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であるとき。

五 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当する者であるとき。

2 都道府県知事は、前条第一項の許可をしないときは、遅滞なく、その旨及びその理由を申請者に書面により通知しなければならない。

3 前条第一項の許可には、温泉の保護その他公益上必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。

(許可の有効期間等)

第五条 第三条第一項の許可の有効期間は、当該許可の日から起算して二年とする。

2 都道府県知事は、第三条第一項の許可に係る掘削の工事が災害その他やむを得ない理由により当該許可の有効期間内に完了しないと見込まれるときは、環境省令で定めるところにより、当該許可を受けた者の申請により、一回に限り、二年を限度としてその有効期間を更新することができる。

(審議会その他の合議制の機関への諮問)

第三十二条 都道府県知事は、第三条第一項、第四条第一項（第十一第二項において準用する場合を含む。）、第九条（第十一第二項において準用する場合を含む。）、第

十一条第一項又は第十二条第一項の規定による処分をしようとするときは、自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第五十一条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関の意見を聽かなければならない。

温泉法施行規則

（土地の掘削の許可の申請）

第一条 温泉法（以下「法」という。）第三条第一項の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

- 一 申請者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
- 二 掘削に係る温泉の利用の目的
- 三 掘削しようとする土地の所在、地番及び地目並びにその付近の状況
- 四 ゆう出路の口径、深さその他掘削の工事の施工方法
- 五 工事の着手及び完了の予定日

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 掘削しようとする地点を明示した図面及びその付近の見取図
- 二 前号に掲げるもののほか、申請が法第四条第一項第一号又は第二号に該当するかどうかを審査するために都道府県知事が必要と認める書類
- 三 申請者が法第三条第二項に規定する権利を有することを証する書類
- 四 申請者が法第四条第一項第三号から第五号までに該当しない者であることを誓約する書面

愛知県温泉法施行細則

（申請書の様式等）

第一条 次の各号に掲げる申請書は、当該各号に定める様式によらなければならぬ。

二 温泉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十五号。以下「省令」という。）第一条第一項に規定する申請書 様式第二

3 第一項第二号の申請書には、省令第一条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 法人にあっては、定款又は寄附行為の写し
- 二 温泉を利用して行う事業の概要及び施設の規模等を記載した温泉利用計画書
- 三 掘削しようとする地点の付近の二万五千分の一程度の地図及び公図の写し
- 四 掘削孔断面計画図、掘削機材等配置図、汚泥処理等環境対策計画書、可燃性ガス対策計画書及び鉄やぐらの詳細図

- 五 温泉の掘削に要する経費の予算及び見積書
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類